

和歌山県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(最終改正：平成29年3月8日 和歌山県警察本部訓令第3号)

和歌山県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

和歌山県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速交通警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 高速交通警察隊の編成は、別表1のとおりとする。

(任務)

第3条 高速交通警察隊は、和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第34条に定める道路に係る次の各号に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 交通指導取締り
- (2) 交通事故事件の捜査及び処理
- (3) 交通規制
- (4) 緊急配備等犯罪捜査の初動活動
- (5) その他必要な警察事務の処理

(分駐隊等の設置)

第4条 高速交通警察隊に分駐隊及び分駐所（以下「分駐隊等」という。）を置き、分駐隊等の名称、位置は別表2のとおりとする。

(勤務種別)

第5条 高速交通警察隊の勤務種別は、普通勤務及び特別勤務とする。

- 2 普通勤務とは、第3条に定める任務を遂行するための勤務をいう。
- 3 特別勤務とは、第18条第2項の任務を遂行するための勤務をいう。

(勤務制)

第6条 高速交通警察隊の勤務制は、次による。

- (1) 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）、副隊長、庶務係及び隊長が指定する者は、通常勤務とする。
- (2) 前号以外の者は、原則として交替制勤務とする。
- 2 隊長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず勤務制を変更することができる。ただし、その必要がなくなったときは、速やかに変更する前の勤務制に復帰させなければならない。

(勤務時間)

第7条 高速交通警察隊の勤務時間等は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）の定めるところによる。

(勤務計画)

第8条 隊長は、高速交通警察隊の活動を効率的に行うため、月間勤務計画表（別記様式第1号）により、勤務計画を策定するものとする。

- 2 隊長は、前項の勤務計画によりがたい特別の事情が生じたときは、これを変更することができる。

(勤務指定)

第9条 隊長は、交通の実態、事故事件の発生状況、諸行事等を考慮して、勤務指定表（別記様式第2号）により、当日の勤務指定を行うものとする。

(活動計画)

第10条 隊員は、活動計画を活動計画報告書（別記様式第3号）に記載し、隊長に報告しなければならない。

- 2 隊員は、前項の活動計画書に基づき実施した活動結果を勤務終了後に隊長に報告しなければならない。

(隊日誌)

第11条 高速交通警察隊に隊日誌（別記様式第4号）を備え、勤務の状況、主な取扱事項等を記録しておかなければならない。

（月間活動状況報告）

第12条 隊員は、月間活動状況報告書（別記様式第5号）により、毎月の活動状況を隊長に報告しなければならない。

（交通事故事件の措置）

第13条 高速交通警察隊が取り扱った交通事故及び交通法令違反事件（以下「交通事故事件」という。）については、検挙地を管轄する検察庁又は裁判所に対し送致（付）するものとする。ただし、交通反則通告制度適用の交通法令違反については、関係書類を交通反則通告センターに送付するものとする。

（身柄を拘束した場合の措置）

第14条 高速交通警察隊が取り扱った交通事故事件により身柄を拘束したときは、最寄りの警察署に留置を依頼することができる。

（刑事事件等の措置）

第15条 高速交通警察隊が認知若しくは検挙した交通事故事件以外の事件又は捜査情報は、必要な初期的措置を講じたのち、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第78条に定める引継書により、管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（その他の事案の取扱い）

第16条 高速交通警察隊が取り扱う前3条以外の事案については、必要な措置を講じた後、関係警察署に引き継ぐものとする。

（教養訓練）

第17条 隊長は、隊員に対し職務遂行上必要とする知識及び技能について実践的な指導教養を実施し、業務運営の効率化を図らなければならない。

（応援援助派遣要請）

第18条 隊長は、和歌山県道路交通法施行細則第34条に定める道路に係る職務の遂行に当たり必要があるときは、本部長に他の所属職員の援助を要請することができる。

2 所属の長は、和歌山県道路交通法施行細則第34条に定める道路において高速交通警察隊の応援派遣を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにし、応援派遣要請書（別記様式第6号）により、隊長に要請しなければならない。ただし、急を要する場合は、電話、ファクシミリその他の方法により要請し、事後速やかに前記要請書を提出するものとする。

（1） 事案の概要

（2） 応援を必要とする理由

（3） 人員及び期間

（4） 必要とする装備資機材等

（報告）

第19条 隊員は、事件を検挙したときは、事件検挙報告書（別記様式第7号）により速やかに隊長に報告しなければならない。

（連絡協調）

第20条 隊長は、高速交通警察隊の任務を的確に遂行するため、関係所属長との連携を密にしなければならない。

2 隊長は、和歌山県道路交通法施行細則第34条に定める道路に係る警察活動の適正を期するため、近畿管区警察局広域調整部高速道路管理室、大阪府警察、奈良県警察、道路管理者、消防救急機関その他関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

（細部規程）

第21条 高速交通警察隊の運営に関する細部事項については、隊長が別に定める。

（別表1 省略）

別表2（第4条関係）

分駐隊等の名称及び位置

名 称	位 置
高速道路交通警察隊 印南分駐隊	和歌山県日高郡印南町 山口1574番地
高速道路交通警察隊 すさみ分駐隊	和歌山県西牟婁郡すさみ町 周参見2994番地の1
高速道路交通警察隊 有田分駐所	和歌山県有田郡有田川町 天満851番地
高速道路交通警察隊 橋本分駐所	和歌山県橋本市 東家827番地

(別記様式省略)